

国保税納めて安心

資格がなくなったら返す
他市町村へ転出したリ職場の健康保険に入ったときは必ず届出を。保険証を返してください。

書き替え
有効期間が過ぎた保険証は使えません。新しいものは古いものと引き替えにお渡しします。

内容を確認しておく
交付された記載事項に誤りがないかどうかを確認しておくこと。

紛失したり破ったりしたとき
紛失したり破って使えなくなったときは、すぐ国保へ届出て再交付をうけてください。その場合、元の保険証が残っているときはそれを返してください。

もう一枚の保険証
修学のため、あるいは出稼ぎや長期旅行などのため必要なときは、もう一枚の保険証を発行します。

必ず手元に保管する
お医者さんの診療がすんだら、必ず手元に保管しましょう。

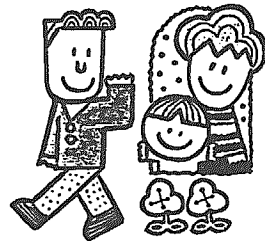
被保険者に異動があったとき
被保険者に異動があったとき、自分で勝手に書き直すと、その保険証は無効になります。必ず国保の窓口で訂正してもらってください。

こんな保険証は使えません

- 資格を失ったのに届出が遅れている保険証
- 再交付をうけたあとで発見された古い保険証
- 家族の一部が国保をやめたのにその名前がまだ消えていない保険証

修学のため家族と離れて生活をするときは①のしるしのついた保険証を発行します。で在学証明書を書いて届けてください。また住所を置いて長期にわたって旅行や仕事で家を離れるときには②の保険証を発行します。

有効期間はその保険証に書いてある日までですが、もし期限前に必要がなくなるとき



は、すぐに保険証を返していただきます。

①と②の保険証は

社会保険の認定基準緩和

六十歳からの被扶養者

社会保険に加入している人の被扶養者（家族）の認定基準が下表のように変わりました。そこで村の国保では現在加入している六十歳以上の人が家族の方が社会保険に加入している、年間収入額が基準内と思われる人に社会保険の加入をすすめています。該当と思われるかたは会社（勤務先）を通して申請してください。

区分	年間収入額
60歳未満	一〇万円未満
60歳以上	一六〇万円未満

※この表でいう年間収入額は公的年金等の収入も含まれます。

医療機関にかかる際には、必ず保険証を持参し窓口に表示するように心掛けて下さい。また、保険証が、かわったときなども、必ず保険証を医療機関の窓口に表示して下さい。

詳細は、新潟県青少年センターへお問合せください。
〒951 新潟市川岸町一丁目五六
☎二六六一〇〇四七

女子再雇用制度のおすすめ

女子再雇用制度とは、妊娠、出産、育児の理由により自社を退職した女子を、後に再雇用する制度です。労働省では、この制度が広く普及するよう、一定の要件を満たす制度により再雇用が行われた場合、事業主に女子再雇用促進給付金を支給しています。

＜女子再雇用促進給付金＞
金額・最初の再雇用者から三年間一人あたり
中小企業……三十万円
大企業………二〇万円

要件
・退職から再雇用までのルールを労働協約又は就業規則に定めていること
・退職理由が妊娠、出産、育児であること
・再雇用を希望する女子労働者から退職の際にその旨申出を得ておくこと
・再雇用希望者がいる場合は一般公募に優先して採用する等配慮すること

わが家の健康

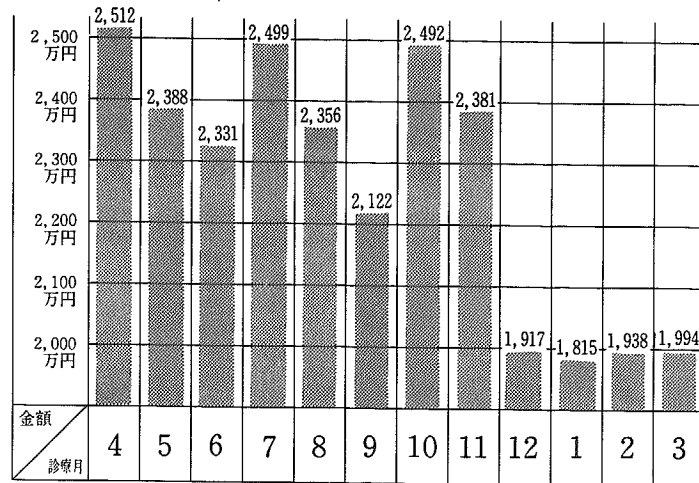
国保とは

相互援助（助け合い）の精神で、病気やケガのときだれでも安心してお医者さんにかかれるように、加入者がお金を出し合い、お医者さんにかかったときの医療費にあてることを目的とした制度です。

国保の医療費負担は

滞納するとみんなが困ります！
皆さんが病院等で診療を受けた昭和六十三年四月からの月別医療費は、表のとおりです。この表の医療費とは、一般の方七割、退職者は八割分の療養給付費と高額療養費で村の国保で支払った金額です。これを月平均にしますと、二二八万五千円となります。このように医療費の支払い

昭和63年度月別医療費支払状況
(昭和63年4月から平成元年3月まで)



職場を退職し七十歳までの人

退職者医療制度

長い間会社や役所に勤め退職して国保に加入した人で、七十歳未満の人とその家族は退職者医療制度で医療を受けられます。診療を受けるときは「退職被保険者証」を窓口へ提出してください。

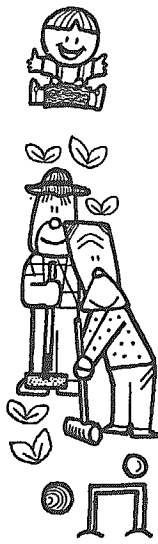
医療機関に支払う負担金は次のようになります。退職被保険者本人は入院・通院とも医療費の二割。扶養家族は、入院が二割、通院は三割です。

七十歳を過ぎたら

老人保健制度

七十歳以上（寝たきりのおとしよりは六十五歳以上）の医療は老人保健法のもとに運営されています。診療を受けるときは、国保の保険証と老人保健法によって交付された「健康手帳」「医療受給者証」を窓口へ提出してください。医療機関に

支払う一部負担金は次のようになります。
通院……一か月八〇〇円
（各医療機関ごとに支払います）
入院……一日 四〇〇円
（低所得者は三〇〇円を二か月間だけ負担）



新潟県青少年研修センター 平成二年度 利用予約受付のご案内

- 一、利用の申込みは
（一）受付開始日時
一月十日午前九時から
（二）受付時間
平日は、午前九時から午後四時三十分まで
土曜日は、正午まで
（三）申込み方法
・電話で気軽に申し込んでください。
二、利用できる人は
五人以上の宿泊団体で、青少年、青少年指導者、青少年育成団体、勤労青年団体及びサークル、その他所長が認められた人達。
三、必要経費は
（一）食費 一、二〇〇円（朝食・夕食）
（二）クリーニング代 一八〇円
（三）使用料 無料（ただし、設置目的外利用の団体は、一人一泊 一、二四〇円必要）
四、申込みまたは問い合わせ先
新潟県立青少年研修センター
西蒲原郡巻町越前浜
☎（三美）七七一二二二

納税のお知らせ
今月は、国民年金保険料第十期（一ヶ月分）の納期です。1月26日まで忘れず納めましょう。

納税は 楽しいくらしの 第一歩

(二本木 佐山恵子)